

鳥取県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月15日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 廃止の届出をした指定技能教育施設の名称及び所在地
中央高等学園
鳥取県倉吉市東巖城町162-2
- 2 廃止する日
平成22年3月31日
- 3 届出年月日
平成21年12月18日